

工業統計調査のお願い

平成22年12月
経済産業省・都道府県・市区町村

平成22年工業統計調査にご回答をお願いします

平素より、経済産業省が実施しております各種統計調査にご理解を賜り、誠にありがとうございます。さて、経済産業省においては、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として「工業統計調査」を実施しております。調査は12月から翌年1月にかけて行いますので、調査票へのご回答をお願いします。

基幹統計調査とは…

基幹統計調査とは、統計法に基づき、行政機関が実施する統計調査のうち、重要なものとして総務大臣が指定した統計調査です。

報告の義務があります

この調査の対象となったすべての事業所は、統計法第13条（報告義務）の規定により、調査票の提出義務があります。（これに違反した場合は、罰則（同法第61条（罰則））の適用もあり得ます。）

なお、調査票に記入いただいた内容は厳重に管理され、統計作成の目的以外（例えば、徴税の資料など）に使用することはありません。また、調査を実施する国・地方公共団体・統計調査員には、調査によって知り得た情報を他に漏らしてはならないこと（秘密の保護）が統計法で規定されておりますので、正確な記入をお願いします。（同法第15条（立入検査等）の適用もあり得ます。）

<お問い合わせ先>

- 調査票の記入等、ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

工業統計調査コールセンター

(フリーダイヤル) 0120-214118

【開設期間】平成22年12月13日～平成23年2月10日

【受付時間】平日9:00～19:00（土日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く）

- ※ 『調査票の提出時期』については、統計調査員または市区町村にお問い合わせください。

平成22年調査の対象となる事業所

全国の従業者4人以上の製造業の事業所を対象に、本調査を実施します。

ただし、本調査の準備のため、すべての事業所に統計調査員が事業所名や従業者数などの確認にうかがいます。

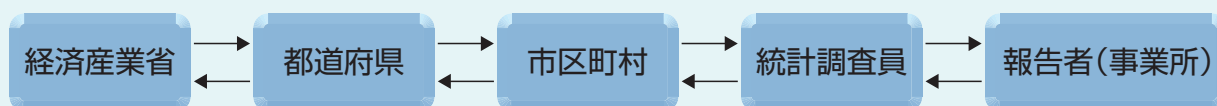
調査は平成22年12月31日現在で実施します

ご記入いただく調査票は、都道府県知事が任命した統計調査員（又は直接郵送）が皆様のお手元にお届けします。

調査事項について回答をご記入いただいた調査票は、指定の期日までに統計調査員（又は郵送(同封の返信用封筒)にて)にご提出ください。ご提出いただいた内容については、統計調査員、市区町村、都道府県及び経済産業省の担当者が確認をします。

調査の流れ

①統計調査員調査



②本社一括調査及び国直轄事業所調査



【注意】

- 統計調査員は、身分を証明する「調査員証」を携帯しています。調査員証の提示がない場合や問い合わせに不審な点を感じられた場合は即答せず、市区町村、都道府県又は経済産業省にご連絡ください。
- 本調査の実施後に、市区町村、都道府県及び経済産業省の担当者が、記入内容について問い合わせをさせていただきます場合があります。

調査結果の利用事例

製造業の実態を把握し、政府として事業の創出・革新への支援、国内産業の活力の確保、ものづくり等伝統産業の振興諸施策の企画・立案・施行のための基礎資料として、また、国民経済計算、産業連関表、鉱工業指数などのマクロ経済分析、構造分析、学術研究、市場予測などの基礎資料として幅広く利用されています。

産業施策、地域産業施策等の基礎資料

- 製造業における各産業の実態把握
- 地域経済施策の企画・立案
- 産業の構造変化に関する調査分析研究
- 地域の産業施策、地域振興のための産業実態の把握

工業団地開発計画、企業誘致施策への利用

- 工業団地開発計画、企業誘致施策の基礎資料
- 誘致企業の雇用、製造活動の実態把握

鉱工業指数(IIP)への利用

- 鉱工業指数における品目や業種のウエイト算定の基礎資料

各種白書、県勢要覧等に利用

- 中小企業白書、ものづくり白書、首都圏白書など
- 県勢要覧、市政要覧
- 地域経済、産業分析レポート、地域経済ビジョンの策定
- 都道府県における当該県の姿等の作成

企業、大学、研究機関、国際機関等での利用

- 企業が各種商品の生産、販売、事業計画を作るための基礎資料
- 市場予測等の基礎資料
- 社会科の学習用教材
- 国連へのデータ提供
- 経済協力開発機構（OECD）へのデータ提供

工業用水の使用実態の把握及び工業用水需給計画策定等に利用

- 下水道整備計画等の基礎資料
- 工業用水需給動向の把握及び予測
- 水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- 水質浄化施策のための基礎資料

製造事業所の敷地面積等の把握及び工業用地対策の策定に利用

- 工業立地の現状把握や工業再配置のフォローアップの基礎資料
- 地方公共団体における国土利用計画の運営管理、進捗状況の把握

国民経済計算(GDP)及び産業連関表の推計への利用

- 国民経済計算の製造業の投入額の推計、就業者数・雇業者数の推計及び産業活動別の分割に利用
- 四半期別国民所得統計速報（QE）において、製品在庫の推計に利用
- 県民経済計算の推計に利用
- 産業連関表の製造業部門の生産額や投入額の推計に利用
- 地域産業連関表の作成のための基礎資料

各種統計調査を実施するための基礎資料の提供

激甚災害に対応するための基礎資料への利用

地方交付税の算定のための基礎資料

調査の結果は、工業統計速報として翌年の9月下旬頃に公表し、その後「工業統計表 産業編」などとして公表します。公表は経済産業省のホームページでも行っております。

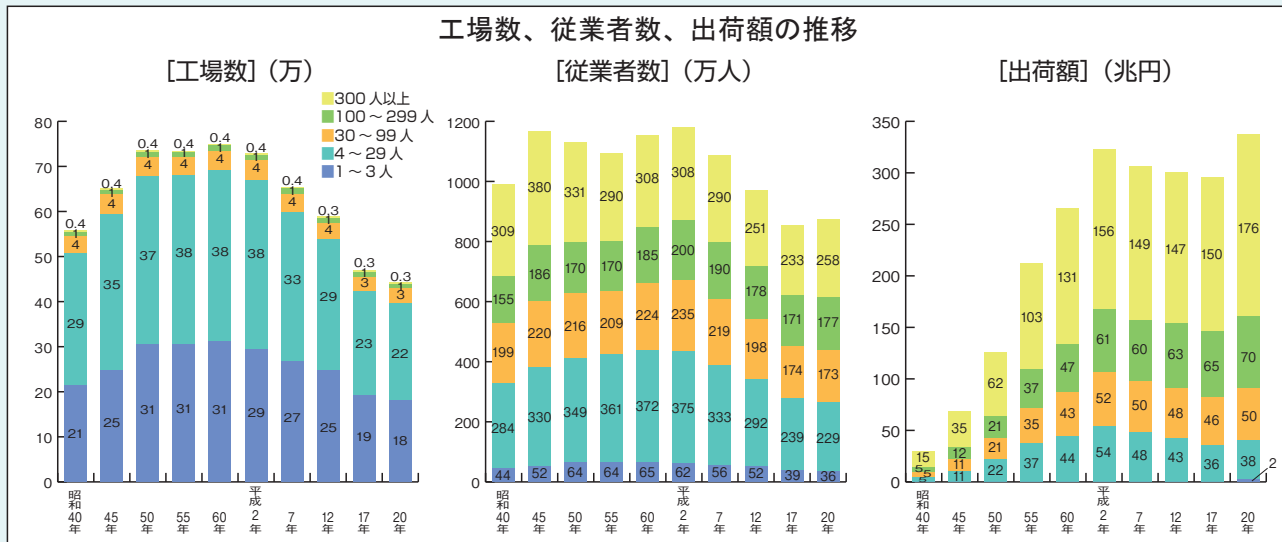
URL : <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

【経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室 工業統計グループ 電話03-3501-9929】

20年調査結果の概要

平成20年の工業統計調査結果によれば、
我が国製造業の工場数は44万、従業者数は873万人、出荷額は338兆円です。

従業者規模別にみると、工場数は1～3人規模が全体の40.6%、4～29人規模が48.9%、30～99人規模が7.3%と従業者100人未満規模の工場が約97%を占め、出荷額では全体の約27%の割合となっています。



平成23年調査は、新たな「経済センサス-活動調査」として実施します

工業統計調査は毎年12月31日現在で実施していますが、次回、平成23年工業統計調査は、平成24年2月1日に実施いたします「平成24年経済センサス-活動調査」において、製造業の活動を把握することとしております。

なお、24年12月31日現在で実施する調査は、これまでと同様に「平成24年工業統計調査」として実施いたしますので、引き続き、皆様のご理解をお願いいたします。

平成24年経済センサス-活動調査とは

我が国の全産業分野における事業所・企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する名簿情報を得ることを目的として、平成24年2月に、総務省・経済産業省が各府省協力のもと実施する調査です。

「平成24年経済センサス-活動調査」の実施に当たっては、従来の「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」をはじめとした大規模統計調査を統合するほか、「平成23年工業統計調査」についても経済センサス-活動調査の中で必要な事項を把握することとしています。

調査事項は、従業者数などの基本的な項目、売上高や費用などの経理事項等のほか、工業統計調査で調査している項目などを調査します。

【経済センサス-活動調査については下記の経済産業省のホームページをご覧ください】

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>